

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則等の一部を改正する規則(教育委員会総務課)

◇告 示 保険医療機関の指定(保険課)

災害対策基本法による指定地方公共機関の指定(消防防災課)

公有水面の埋立ての免許の申立て(漁港課)

土地収用法による手続開始の申立て(管理課)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

公布された規則のあらまし

◇ 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則等の一部を改正する規則

一 幼児、児童又は生徒が、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日に次の施設を利用する場合は、当該施設の使用料を減免することができる

こととした。

- (一) 県営武道館
 - (二) 県営屋内プール
 - (三) 県立博物館
 - (四) 県立大山青年の家
 - (五) 県立少年自然の家
 - (六) 県立倉吉体育文化会館
 - (七) 県立健康増進センター
 - (八) 県立布勢総合運動公園(陸上競技場、テニスコート及び鳥取県民体育館)
 - (九) 県立東郷湖羽合臨海公園(あやめ池スポーツセンター及びテニスコート)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成七年九月一日から施行することとした。

規 則

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十八号

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則等の一部を改正する規則

(県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部改

正)

第一条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和五十二年三月鳥取県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 高等学校の生徒が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）に利用（貸切りでない場合に限る。）するとき。

第二条の表鳥取県営屋内プールの項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 幼児、児童又は生徒が休日等に一般利用するとき。

第二条の表鳥取県立博物館の入館料の項第一号中「中学校の」を削り、「入館」を「通常展示を観覧」に改め、同項第二号中「国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）」に規定する国民の祝日に利用する場合で、「を」を「その他教育、学術及び文化の振興を図るため」に改め、同項中同号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 児童又は生徒が休日等に通常展示を観覧するとき。

第二条の表鳥取県立大山青年の家の項及び鳥取県立鳥取少年自然の家及び鳥取県立船上山少年自然の家の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 高等学校の生徒が休日等に利用するとき。

第二条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項第三号中「利用」を「一般利用」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 児童又は生徒が休日等に体育館を一般利用するとき。

（鳥取県立健康増進センター管理規則の一部改正）

第二条 鳥取県立健康増進センター管理規則（昭和五十一年四月鳥取県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

第八条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 幼児、児童又は生徒が国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日にトレーニングホールを一般利用し、又はプール（水泳教室に係るものを除く）、テニスコート若しくは入浴施設を利用する場合 免除

第八条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改める。

（鳥取県都市公園規則の一部改正）

第三条 鳥取県都市公園規則（昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条の三に次のただし書を加える。

ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

第八条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 児童又は生徒が国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日に知事が別に定める有料公園施設を利用するとき。

第八条第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

附 則

この規則は、平成七年九月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百四十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
齒科吉田医院	米子市和田町一八〇七一	平成七年七月十七日
堀江齒科医院	米子市錦町一丁目一二	〃
早田産婦人科クリニック	鳥取市吉方温泉二丁目五〇二	平成七年七月二十四日

鳥取県告示第五百四十二号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号の規定による指定
地方公共機関として平成七年七月二十日次のとおり指定した。

平成七年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

智頭急行株式会社

鳥取県告示第五百四十三号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び米子市役所に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成七年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所
米子市

米子市長 森田隆朝

米子市加茂町一丁目一

二 埋立区域

(一) 位置

米子市西三柳字平八道東三〇二八―一三、三〇二八―一、三〇二八―八及び三〇二八―九に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から12の地点までを順次に直線で結んだ線及び12の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 皆生漁港原点（北緯三五度二七分三三秒、東経一三三度二〇分三八秒）から三一七度二〇分〇八秒、四二・八六メートルの地点
- 2の地点 1の地点から一九七度三〇分〇七秒、一四・七四メートルの地点
- 3の地点 2の地点から二八七度三〇分〇七秒、一三・五二メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一七度三〇分〇七秒、四・二四メートルの地点
- 5の地点 4の地点から二八七度三〇分〇七秒、九五・三八メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一七度三〇分〇七秒、七・五〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から二八七度三〇分〇七秒、一・〇〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一七度三〇分〇七秒、三・〇〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から一〇七度三〇分〇七秒、一・二二メートルの地点
- 10の地点 9の地点から一九七度三〇分〇七秒、三・一〇メートルの地点
- 11の地点 10の地点から一〇七度三〇分〇七秒、一〇七・〇八メートルの地点

12の地点 11の地点から一七度三〇分〇七秒、三・一〇メートルの地点

(三) 面積

八七一・六六平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

- 一 米子市両三柳字平八道東三〇二八―一三、三〇二八―一、三〇二八―八及び三〇二八―九に接する国有地並びにその地先公有水面並びに同市西福原字砂濱一六九―一四、一六九―一三及びそれに接する国有地並びにその地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びカの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 皆生漁港原点(北緯三五度二七分三三秒、東経一三三度二〇分三八秒) から二一度一三分四八秒、九七・一九メートルの地点

イの地点 アの地点から一九七度三〇分〇七秒、一〇五・〇〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から二八七度三〇分〇七秒、一五七・〇〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から一七度三〇分〇七秒、七五・〇〇メートルの地点

オの地点 エの地点から四五度三〇分〇七秒、七二・〇〇メートルの地点

カの地点 オの地点から一三五度三〇分〇七秒、七一・五一メートルの地点

(三) 面積

一七、六〇四・七四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

平成七年六月十四日

鳥取県告示第五百四十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三十四条の規定による手続開始の申

立てがあつたので、同法第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

平成七年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

建設大臣

二 事業の種類

一般国道九号改築工事(羽合道路)

三 手続の開始をする土地

1 収用の部分 東伯郡泊村大字園字濱山及び字池淵、大字原字渡り場及び字水神並

びに大字字谷字ナハナミ、字比方及び字池田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

東伯郡泊村大字泊五三四―一

泊村役場

鳥取県告示第五百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成七年七月二十五日から二週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町一丁目二二〇)において一般の縦覧に供する。

平成七年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名		変 更 前 後 別	区 間	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
鳥取空港布勢線	変更前		鳥取市湖山町北一丁目四三六 ―一地先から同市湖山町南四丁目一〇一地先まで	一五・〇 ― 二二・〇	三九五・〇
	変更後		鳥取市湖山町北一丁目四三六 ―二地先から同市湖山町南四丁目一〇一地先まで	一六・〇 ― 五四・〇	三九四・〇

鳥取県告示第五百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成七年七月二十五日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成七年七月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路 線 名	区 間	供用開始の期日
鳥取空港布勢線	鳥取市湖山町北一丁目四三六―二地先から同市湖山町南四丁目一〇一地先まで	平成七年七月二十七日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成七年七月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申請者	氏 名		住 所	機 種	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間							
	姓 名	名 称														
法人にあってはその代表者の氏名	住 所	氏 名	群馬県桐生市広沢町2丁目3014-8	遊技機	遊技機の区分	型 式 名	製 造 者 名	検 定 番 号	有 効 期 間							
										ばちんこ遊技機	規則第6条第1号 可設当機	CR・RYU-O H	株式会社 平和	500097	7年7月25日 から3年間	
										〃	〃	七冠王	〃	〃	500132	〃
										〃	〃	デナスロクイーン	〃	〃	410706	〃
〃	〃	〃	〃	〃	規則第6条第1号 可設当機	CR・トビックス 2	〃	〃	420707	〃						
〃	〃	〃	〃	〃	〃	ラッキーキャット	〃	〃	〃	420718	〃					

申請者	氏名又は名称	株式会社大一商会			
	住 所	名古屋市中村区鴨付町1丁目22			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式	製造者	検定号	有効期間
	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号 不該当機	牛若丸	株式会社大一商会	510069
〃	規則第6条第1号 口該当機	リアルゴール	〃	520142	〃
〃	〃	タートルリーグ2	〃	520261	〃

申請者	氏名又は名称	ユニバーサル販売株式会社			
	住 所	東京都港区高輪3丁目22-9			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式	製造者	検定号	有効期間
	式 回遊式	規則第6条第2号 該当機	クランキーコンドル	ユニバーサル販売株式会社	540282

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】